

第24回教育委員会（定）

開会日時 平成29年 12月 14日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時31分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指導室長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
それでは、ただいまから平成29年第24回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上、12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、上野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第36号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(資料・教育総務課)

日程第二 議案第37号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(資料・教育総務課)

日程第三 議案第38号 東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(資料・教育総務課)

日程第四 議案第39号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(資料・教育総務課)

日程第五 議案第40号 東京都板橋区立学校公文書取扱規程

(資料・教育総務課)

日程第六 議案第41号 東京都板橋区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

(資料・教育総務課)

日程第七 議案第42号 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(資料・教育総務課)

○専決処分

1. 意見の聴取について

(資料・教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第36号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」から、日程第七 議案第42号「東京

都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」までにつきまして、及びこれに関連する専決処分1「意見の聴取について」につきまして、一括して次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、日程第一から第七までを一括して説明させていただきます。
議案第36号から、第42号までを提出する。
いずれも、提出日は平成29年12月14日。
提出者は、中川修一教育長でございます。
まず、議案第36号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び、議案第37号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、特別区人事委員会における平成29年職員の給与に関する報告及び勧告に鑑み、改正するものでございます。
続きまして、議案第38号「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」及び、議案第39号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、所要の文言整理を行うものでございます。
続きまして、議案第40号「東京都板橋区立学校公文書取扱規程」及び、議案第41号「東京都板橋区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」につきましては、文書管理システムの導入に伴い、必要な事項を定めるために改正するものでございます。
最後に、議案第42号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」につきましては、所要の文言整理を行うものでございます。
詳細につきましては、教育総務課長からご説明を申し上げます。

教育総務課長 それでは、詳細をご説明いたしますが、説明の都合上、初めに、専決処分1「意見の聴取について」を先にご説明いたします。
本件は、平成29年第4回区議会定例会において、追加提出議案があり、教育委員会への意見聴取について、教育委員会を開催する暇がなかったために、教育長が臨時に代理処理をしたものでございます。
なお、本件については、こちらの資料にございますように、12月13日に、議決をいただいているものでございます。
それでは、資料の2ページ目をご覧ください。
専決処分の内容は、東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例です。こちらが議案第60号です。
2つ目といたしまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。こちらが議案第61号です。
最初に、議案第60号について、ご説明いたします。
資料の12ページ目をご覧ください。
本件については、東京都板橋区特別職報酬等審議会の答申により、板橋区長及び副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、特別区人

事委員会勧告による一般職員の引き上げ率に倣い、0.1月引き上げ、現行の3.55月から3.65月とする内容の条例改正でございます。

なお、教育長の期末手当については、東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例において、東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例に定めるものの例によることとされております。

この条例改正では、第1条で東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例、第2条で東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、ただいま説明した内容について規定するものでございます。

続きまして、議案第61号については、資料の13ページ目をご覧ください。

本件については、特別区人事委員会勧告及び統一交渉に基づき、給料表及び特別給のうち勤勉手当の改正を行うものでございます。

まず、最初に、給料表については、公民較差526円、0.13%の解消のため、改正を行うものでございます。

改正率は、月例給、平均0.1%の引き上げです。

次に、勤勉手当ですが、支給月数を0.1月引き上げ、1.80月から1.90月、こちらは期末手当を含めた特別給の支給月額としましては、4.4月を4.5月とするものです。

なお、平成29年度については、引き上げとなる0.1月を12月の1回で支給することとし、平成30年度以降は0.1月分を6月と12月の2回に割り振って支給するため、29年度と30年度の6月と12月の支給月数が異なるものでございます。

こちらにつきまして、説明は以上でございます。

続きまして、議案の説明に参りたいと思います。

こちらは、補足説明資料をご覧ください。

まず、議案第36号と第37号につきましては、幼稚園教育職員の給与の改正ということで、先ほど、ご説明いたしました内容と重なるため、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第38号です。

「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」です。

こちらにつきましては、規則の別表中の文言を、「上記」から「左記」へ訂正するという文言整理でございます。

続きまして、議案第39号です。

「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」です。

こちらは、補足説明にありますように、平成17年4月の学校教育法の一部改正によって、「栄養教諭」の配置について追加されております。

本区においても、栄養教諭が配置されている実情を踏まえて、規則改正を行うものです。

なお、現在、栄養教諭については、志村第二小学校、大谷口小学校、三園小学校に1名ずつ在籍してございます。

内容としましては、「児童・生徒の食に関する指導や学校給食の管理をつかさどる」者とされ、職務としましては、「児童・生徒に対する個別相談・個別指導」などを行うこととされております。

続きまして、議案第40号です。

「東京都板橋区立学校公文書取扱規程」、こちらは全部改正になります。

続きまして、議案第41号。

「東京都板橋区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」です。

こちらにつきましては、平成30年1月1日から、文書管理システム、いわゆる電子決裁が学校に導入されることに伴う改正になります。

内容といたしましては、まず、文書管理システムにより起案する文書は、学校の場合については、会計を行う起案文書に限ることになります。

1つの学校につき、年間に3件から5件程度ということ想定しております。

また、会計を伴う起案以外の文書については、従来どおりの紙の起案用紙による起案になります。また、紙の起案用紙による起案の事案番号は、今までと変わらないものといたします。

改正内容は、原則として、区の文書管理規定に準ずる形になってございます。

最後になりますが、議案第42号です。

「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」です。

別表中の郷土資料館等の表記が抜けていたため、「社会教育施設」という総称に改めるものです。

現行の別表中には、図書館、生涯学習センター、教育科学館及び校外学園等の臨時休館・休園に関する表記がありますが、ここに「郷土資料館」の表記が抜けていたため、これらの施設を一括して「社会教育施設」という総称に改めるものでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第36号から日程第七 議案第42号までにつきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

- 日程第八 議案第43号 東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第九 議案第44号 東京都板橋区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第十 議案第45号 東京都板橋区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第十一 議案第46号 東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第十二 議案第47号 東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第十三 議案第48号 東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第十四 議案第49号 東京都板橋区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・生涯学習課)
- 日程第十五 議案第50号 東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則
(資料・地域教育力推進課)

教 育 長 続きまして、日程第八 議案第43号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則」から、日程第十五 議案第50号「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則」までにつきまして、一括して地域教育力担当部長と生涯学習課長並びに地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第43号の資料をご覧いただきたいと思います。
議案第43号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則」。
上記の議案を提出する。
平成29年12月14日。
提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。
資料の7ページ目をご覧いただきたいと思います。
提案理由でございますが、使用料における共通的減免基準を整備するため、「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則」を制定するものでございます。
また、減免規則の制定に伴い、教育施設の各条例施行規則の一部を改正いたし

ます。そのため、議案第43号のほか、減免となる教育施設に係ります議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号もあわせて提出いたします。

なお、区長部局においては、平成29年4月1日付「東京都板橋区公の施設の使用料減免規則」が施行され、「板橋区使用料減免に係る解釈及び運用方針等」を定めております。

詳細については、議案第43号から議案第49号については、生涯学習課長から、議案第50号については、地域教育力推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習課長 それでは、議案第43号から第49号まで、「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則」の制定についてご説明させていただきます。

今回の使用料減免規則の制定でございますが、区長部局におきまして、平成29年度4月1日付で施行されました「東京都板橋区公の施設の使用料減免規則」に準じまして、教育施設についても使用料減免規則を定めるというものでございます。

これまで、施設ごとに独自に定められてきました減免の措置につきましては、原則、区の減免規則に準ずるように整理して、共通的事項、例えば公共的団体や障がい者や高齢者の方々の扱いなどについては、区長部局との統一化を図るというものでございます。

したがって、全庁的な方向性ではございますが、受益者負担の考え方が整理されておりまして、団体によっては、例えば65歳以上の方の団体などでは、負担が増える部分もございます。

現在、改定の周知を行っておりまして、今後も改定の趣旨についてご理解いただけるように、利用者の方々に働きかけをしていきたいと思っております。

議案の全体像でございますが、議案第43号が使用料減免規則の制定、第44号から第50号までがそれぞれの施設条例の施行規則の一部を改正する規則となります。

それでは、議案第43号を、ご覧いただければと思います。

第1条の、趣旨でございますが、この規則は、板橋区が設置する教育施設の使用料の減額または免除について、必要な事項を定めるものとするものです。

第2条の、対象施設でございます。

7種類でございます。生涯学習センター、少年自然の家、榛名林間学園、教育科学館、郷土芸能伝承館、郷土資料館、学校施設でございます。

第3条の、使用料の減免基準でございます。

こちらは、(1)から(11)までありまして、ここの部分は区長部局の減免規則と同じ内容となっております。

例えば、(1)の、区が行政目的のために利用する場合、免除というように、公共的団体、高齢者や障がい者団体の方々の減免について基準が示されているところでございます。

第4条の、教育施設の使用料の減免でございます。

こちらは別表1、別表2のとおりとなっております。

内容が多岐でございますので、別表1と別表2をまとめまして、新旧対照表を付加した補足資料がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

表の網掛けの部分が今回改正されたところでございますので、そちらを中心に説明させていただきます。

まず、生涯学習センターでございます。

3番目、公共的団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、ボーイスカウトや、文化・スポーツ団体などを想定しておりますが、改正前5割から、改正後3割ということで、区の減免規則に準じて改定しております。

4番目、区立小中学校が教育目的のために利用する場合。

こちらは、免除となります。「改正前（新規）」とありますが、こちらは今まで規定がなかったもので、今回、明記したものにつきましては、「改正前（新規）」とさせていただきます。

5番目、区内の幼稚園、保育所等が教育又は保育目的のために利用する場合。

こちらは、5割でございます。

ただし、こちらは、公私立を問わず5割という規定でございますが、公立の幼稚園などの場合は行政目的であることが多いので、免除となることが想定されます。

6番目、区内の私立小中学校等が教育目的のために利用する場合。

こちらは、3割でございます。

7番目、心身障がい者団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、3割でございます。

続きまして、少年自然の家榛名林間学園でございます。

3番目、区内の私立小中学校等が教育目的のために利用する場合。

こちらは、3割でございます。

続きまして、郷土芸能伝承館でございます。

3番目、公共的団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、3割でございます。

4番目、区立小中学校が教育目的のために利用する場合。

こちらは、免除でございます。

7番目、心身障がい者団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、3割でございます。

現在、郷土芸能伝承館で活動していただいている心身障がい者団体は、3団体ほどあります。こちらの3団体につきましては、既に通知文などで説明しておりますので、そのうち1つの団体につきましては、直接、お会いすることもできましたので、ご説明してご了承いただいているところでございます。

続きまして、資料の2ページ目、郷土資料館でございます。

2つある星印の上の段のところ、区内の幼稚園、保育所等が教育又は保育目的

のために利用する場合。

こちらは、免除でございます。

資料の1ページ目にあります教育科学館の観覧料も同じですが、観覧料につきましては、当分の間、現行どおりとするという運用方針が出ておりますので、それに免じて、現行どおりとさせていただきます。

その下の学校施設につきましては、後ほどご説明させていただきます。

下段のところの「減免廃止」という枠のところでございます。

こちらの枠の中は、これまで施設ごとに独自の減免規則を運用してきたものの中で、今回、区の減免規則にはないものでございます。これらにつきましては、原則、廃止という方向性でございます。

これによって廃止となった項目がこちらに載っているところでございます。

規則の施行日は、平成30年1月1日となっております。

ただし、施設に対して新しい減免規則が適用になるのは、4月1日以降ということになります。

議案第44号以降につきましては、それぞれの施設の改正内容が詳細に載っております。

ただ今、概略をご説明させていただきました新旧対照表、改正に係る申請書の書式の変更などについて記載されております。

議案第50号、学校施設の詳細につきましては、地域教育力推進課長より、ご説明いたします。

地域教育力推進課長

それでは、学校施設開放条例の規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

先ほどと同じ補足資料を見ていただければと思います。

こちらも基本的には教育施設の使用料減免規則に合わせまして改正したものでございます。

裏面の学校施設（付帯設備を除く。）という部分でございます。

変更になったところを申し上げますと、2番目、区以外の官公庁が行政目的のために利用する場合。

こちらは、免除から5割に変更。

3番目、公共的団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、免除から3割に変更。

5番目、心身障がい者団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、5割から3割に変更ということで、全体的な規定に合わせて修正したものでございます。

そのほか、学校施設（付帯設備に限る。）という部分でございます。

こちらは、小中学校3校にだけ設置しております夜間照明のことでございます。

こちらにつきましても、2番目、区以外の官公庁が行政目的のために利用する場合。

こちらは、免除から5割に変更。

3番目、公共的団体が公共の利益を図るために利用する場合。

こちらは、免除から3割に変更ということでございます。

次の「減免廃止」というところでございます。

こちらで、学校施設について書かれておりますが、1番目、区又は教育委員会が主催又は共催して使用するとき。

こちらは、免除という規定を設けておりましたが、これは区が行政目的のために利用するという対応できますので、免除の規定を廃止しております。

2番目、PTA団体が公益目的で利用するとき。

こちらにつきましても、PTA団体が利用する場合は5割という規定が新たにございますので、そちらの規定が適用されるということで、免除の規定を廃止しております。

3番目、町会・自治会が公益目的で使用するとき。

こちらは、学校と町会との関係で学校独自の判断で利用を認めている状況もございまして、免除の規定を廃止しております。

4番目、公益活動を主に行っている団体（おやじの会等）が使用するとき。

こちらは、規定がございませんので、免除の規定を廃止しております。

5番目、区又は教育委員会が後援する事業（団体）が使用するとき。

こちらは、後援するというところで利用料の免除や、区が場所を提供することができることから、免除の規定を廃止しております。

これ以外に、今回、改正する点についてご説明をしたいと存じます。

議案第50号の資料をご覧ください。

資料の1ページ目、下から10行目くらいのところに、「別表2備考1中「照明設備の無い」を「夜間照明を有していない」に改め、「5月から8月までの期間のうち」を削る」というものがございます。

資料の12ページ目をご覧ください。

新旧対照表でございますが、備考の1のところ、改正前では、「照明設備のない小学校の校庭は、教育委員会が学校長と協議して認めた場合に限り、5月から8月までの期間のうち午後5時から午後7時までの時間帯の使用を認める」という規定がございました。

こちらを、「夜間照明を有していない小学校の校庭は、教育委員会が学校長と協議した場合に限り」、5月から8月までという期間の制限を廃止いたしまして、「午後5時から午後7時までの時間帯の使用を認める」ということに変更したものでございます。

こちらにつきましても、従前から5月から8月以降についても利用していたということで、使いたいというご希望がございました関係から、期間についての規定を削除するものでございます。

そのほか、別表3、(1)の項中以下に係る部分につきましては、この条例改正に伴いまして、別表6と別表7を廃止する関係から、文言整理をするために加えている規定でございます。

例えば、団体の次に、「会費月額5,000円以上の団体を除く。」というよ

うなことを加えて文言整理をしているところでございます。

また、板橋第九小学校と向原中学校が、今般、統廃合されますので、その関係で、学校名から削除するという改正をしております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

確認ですが、補足資料の中で、例えば、生涯学習センターの4番目で、区立小中学校とありますが、あえて「幼稚園」という文言を入れないのは、先ほどのご説明では、1番目に包含するという事なのですが、とても分かりにくいなと思います。つまり区立幼稚園と私立幼稚園が、5番目に包含されるかのような錯覚に陥ると思うのです。

6番目では、「区内の私立小中学校等」という表現をされています。

5番目では、「区内の幼稚園、保育所等」という表現をされていると、保育所、幼稚園については、区立と私立があるわけです。この辺りというのは、区が全てこのような表記に統一しているのでしょうか。

生涯学習課長 区の基準に基づきまして、このような表記となっているところでございます。

確かに、区立、私立の見分けが、幼稚園の部分につきましては分かりづらいところでございます。

さかのぼりますと、昭和56年の依命通達がございまして、共通的減免基準の整備についてという中で、「公私立のいかんを問わず」という文言がございまして、これが、現在も生きている状況でございます。

これに従いまして、表記としましては、このような「区内の幼稚園、保育所等」という表記になっているところでございます。

教 育 長 実質的には、区内の公立幼稚園、公立保育所については、1番目が適用されるという理解でよろしいですか。

生涯学習課長 はい。適用されることが想定されるということでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

高野委員 学校施設の件についての質問なのですが、減免廃止になったところで、4番目、公益活動を主に行っている団体の中で「おやじの会等」という表記があるのですが、寺子屋も学校の施設を使っているのですが、これは学校施設の開放ということではなくて、教育活動の一環と考えて、ここには入ってこないという認識でよろしいのでしょうか。

地域教育力推進課長 そうです。寺子屋の事業は、学校施設開放の事業とは別という考え方ですので、ここには入ってきておりません。

高野委員 はい、分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。

では、お諮りします。日程第八 議案第43号から日程第十五 議案第50号までについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 文教児童委員会運営次第(29・11・13)

(資料・次長)

2. 平成29年第4回定例会一般質問通告一覧表(教育委員会関係)

(資料・次長)

教育長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童委員会運営次第(29・11・13)」及び、報告2「平成29年第4回定例会一般質問通告一覧表」につきまして、一括して、次長から報告願います。

次長 それでは、まず、文教児童委員会の報告ですが、これは議会閉会中の委員会として、11月13日に開かれました。

資料のとおり、陳情が子ども家庭部関係で2件、それから、報告事項が教育委員会関係で3件ございました。

「教育委員会の動きについて」、「平成29年度特別区人事委員会勧告の概要について」、「新たな中央図書館の整備に向けた平成29年度の取組状況について」ということでございます。

これまでも教育委員会の中で説明をさせていただきました人事委員会勧告の内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、あらためてのご報告は省略させていただきます。

続きまして、一般質問の答弁要旨でございます。

「平成29年度第4回定例会一般質問通告一覧表」の資料をご覧ください。

第4回定例会で行われました一般質問、こちらは、11月27日と28日の両日にわたり、13名の方からご質問がございました。そのうち教育委員会関係については、11名の方からご質問がございました。

主なところについて、ご説明申し上げます。

まず、資料の2ページ目をご覧ください。

はじめに、自民党の間中りんぺい議員。

プログラミング教育についてということで、板橋区のプログラミング教育で身

につけさせたい力について、また、板橋区のプログラミング教育についての見解を伺うといったご質問でございました。

こちらに対しまして、本区では、プログラミング教育をとおして、新しい学習指導要領で示されている各教科等における資質・能力の育成を図るとともに、板橋区教育ビジョン2025において、未来を担う人に必要とされる「主体的に課題を発見し、解決に導く力」「協働して課題解決に取り組む力」「失敗を恐れずチャレンジする力」を育成していく。

また、平成30年度に区内全小学校にタブレット型パソコンを導入し、学習環境を整えるとともに、国などが今後整備する指導事例集や、課外活動として「ファースト・レゴリーグ」という国際的なロボット競技会に参加している区立小学校の実践なども参考に、プログラミング的思考などの資質・能力の育成を図っていくとお答えしております。

続きまして、同じく自民党の安井一郎議員。

キッズウィークについてのご質問がございました。

こちらに対しまして、キッズウィークというのは、長期休業中の休業日の一部を学期中の授業日に移すなどによって、休業日を分散化することで、児童・生徒と保護者がともに体系的な学習に参加することを促すような活動でございまして、学校教育法の施行令に必要な措置を講じるよう努めるものとしてされているものでございます。

板橋区の考え方としまして、このキッズウィークは有意義な取組であるとは考えておりますが、キッズウィークは個人の働き方にも関わる取組であり、多種多様な保護者の状況を鑑みれば、実施にあたり保護者等の十分な理解を得ることが重要と考える。

今後、児童・生徒とその保護者、学校、地域の実情、先進事例等を踏まえて、キッズウィークの実施について適切に判断していくとお答えしております。

続きまして、公明党のしば佳代子議員。

教育についてのご質問の中で、(2)読解力向上に向けてという内容です。

具体的には、NIE、Newspaper in Education、新聞を活用した授業実施を要望するといった内容でございます。

こちらに対しまして、本区では、平成29年度は、金沢小学校と新たに板橋第四小学校がNIE実践指定校として指定を受け、新聞記事を読んだことを踏まえてスピーチをしたり、自分の考えを文章にまとめたりする活動に取り組んでいる。本年度から、区立全中学校第1・2学年でリーディングスキルテストを導入し、基礎的な読む力を測ることとした。この結果も活用して、読解力を向上させるよう授業の改善を推進していくとお答えしております。

それから、(4)がん教育の推進について、推進するために、「がん教育推進協議会」を設置することについて、見解を伺うというご質問でございました。

こちらに対しまして、教育委員会としては、「がん教育推進協議会」の設置は現時点では考えていないが、文部科学省が作成した「がん教育推進のための教材」や、東京都教育委員会が作成し、今年度、全公立小中学校の小学校第6学年

と中学校第3学年に配付した「がん教育リーフレット」を活用し、がん教育の推進を図っていくとお答えしております。

続きまして、公明党のかいべとも子議員。

1の(2)認知症対策について、区立小中学生向けの認知症サポーター養成講座について、これを講座としてカリキュラム化し、認知症の理解をさらに深めてほしいといったようなご質問がございました。

こちらに対しまして、教育委員会では、全ての小中学校で実施する、「認知症サポーター養成講座」のカリキュラム化については、現時点では考えていないが、学校によって出前講座を実施するなど、小学校・中学校において認知症に対する正しい知識と理解を深めることができるよう指導の充実を図っていくとお答えしております。

また、5の舟渡地区の公共施設整備ということで、(1)舟渡小学校の現状に即した増改築・改修計画の推進を求めるというご質問がございました。

こちらに対しまして、教育委員会の児童推計でも、舟渡小学校は今後、児童数が増加する傾向にある。

一方で、隣接する、蓮根小学校、蓮根第二小学校も同様に児童数が増加する推計が出ているため、通学区域変更での対応は難しく、教室転用や校舎の増築・改修等により、適正な教育環境が確保できるよう、早急に対策を講じていくとお答えしております。

続きまして、共産党の山内えり議員。

あいキッズに関してのご質問がございました。

そのうちの、(1)の②補食についてということで、補食の時間、提供方法、内容を改善すべきと考えるが、いかがかというご質問でございました。

こちらに対しまして、現在あいキッズでは、きらきらタイム登録児童へのおやつを提供を午後5時に行っている。

補食の提供にあたっては、夕食への影響を考慮し、カロリーを150キロカロリーから200キロカロリーとするとともに、担当部署では、各あいキッズより毎月メニューの提出を受け、メニューバランスなどの工夫を、適時指導している。

補食の在り方については、現在の提供方法を維持しつつ、あいキッズ登録児童の状況や家庭での食事時間、保護者の意向などを注視していくとお答えしております。

補食については、井上温子議員からも同様のご質問があり、同様にお答えしております。

続きまして、共産党のかなざき文子議員。

まず、1の2018年度予算編成についてということで、⑥職員・教職員の増配置をとということで、学校現場へ教職員、非常勤講師の増配置がなされているか伺うといったご質問でございます。

こちらに対しまして、区費の職員につきまして、教員の配置増に関しては、特別区教育長会などを通じて国や都に強く要望しているところである。

区非常勤職員である学習指導講師や巡回指導講師については、適正な人材を必

要数確保するなどの面で困難もあることから、現時点では、さらなる増員は考えていないとお答えしております。

それから、2の大気汚染対策の強化を求めてということで、ぜんそくの児童・生徒数は15年前から減少していないと聞くが、その見解と対策を伺うといったご質問でございます。

こちらに対しまして、ぜんそくの原因については、様々な説があり明確になっていないが、アレルギーはぜんそくになる要因の1つと言われている。ここ数年、アレルギー疾患のある児童・生徒の割合は、横ばい、もしくは上昇している状況であり、こうしたこともぜんそくの児童・生徒数が減っていない要因の1つと考えている。

区立小中学校では、毎年の健康診断のほか、小学1年生及び4年生、中学1年生に対して、気管支ぜんそく等の呼吸器疾患を早期に発見するため、スクリーニング検査を実施している。

今後も児童・生徒の健康管理を適切に行い、疾患を早期に発見し、適切な医療につなげていくとお答えしております。

また、④の特別支援教育についてというところで、イ. 特別支援教室の新拠点校の条件整備についてということで、特別支援教室に関して、複数の教室の確保を要望するといった内容でございました。

こちらに対しまして、特別支援教室の新たな拠点校の条件整備については、校舎の改築や大規模改修が予定されている学校は、指導を行う教室や教材保管庫について、整備を行う予定である。

校舎の改築や大規模改修が近く予定されていない学校については、余裕教室を使用するなどの工夫により、新拠点校としての機能を果たせるようにしていくとお答えしております。

続きまして、市民の松島道昌議員。

教育の板橋についてということで、(2) 教育管理職の負担軽減についてというご質問がございます。

内容につきましては、地域行事に参加することが教育管理職の負担になっているのではないかとご質問でございました。

これに対しまして、区立学校の教育管理職による地域行事への参加については、明確な校務としては位置付けてはいない。

本区の校長、副校長は積極的に地域行事などに参加し、学校運営や教育活動について情報発信し、地域の理解を得ている。

区教育委員会としては、校長、副校長の熱意と意思を尊重しながら、過度の負担にならないように配慮していくとお答えしております。

続きまして、(4) 教育予算の現状についてということで、建設事業費を除く教育費予算はどのように整理して対応してきているのかというご質問でございます。

こちらに対しまして、建設事業費を除く教育費予算は、平成29年度当初予算ベースでは平成25年度に比べ、約1.25倍となっている。

今後も、限られた財源の中で事業の統廃合等、施策の重点化を図ることにより、喫緊の課題には確実に対応していくとともに、中長期的な課題にも積極的に対応していきたいと考えているとお答えしております。

また、(6)まなぼーとの成果と今後の展望についてというご質問に対しまして、まなぼーとで行われている若者の居場所である i - y o u t h の両施設合わせた利用者数は、開設当時である平成28年10月と今年度8月との比較では、843人から2,388人と大幅に増えている。

現在では、卓球やダンスなど活動的な利用者のほか、読書や楽器演奏などを楽しむ子どもたちも増え、若者たちの居場所として認知されている。

今年度は、両施設共通に利用者が多いダンスを中心に1周年記念イベントを開催し、利用者の日頃の活動成果を発表するとともに参加人数の増加に努め、さらなる飛躍の契機としていくとお答えしております。

さらに、(7)中高生勉強会の拡充についてのご質問もございました。

こちらに対しまして、開催場所や学習支援ボランティアの確保など、事業拡大していく際の課題は多いが、学力向上の効果のほかにも、子どもたちの居場所、子どもの貧困対策にもつながる事業であり、より良い事業運営について常に改善を重ねていくとお答えしております。

そのほか、民進党のおなだか勝議員からは、八ヶ岳荘と榛名林間学園についてのご質問がございましたが、こちらにつきましては、資料をご覧になっていただければと思っております。

それから、最後に資料の14ページ目です。

こちらは、区長答弁になりましたが、公明党の五十嵐やす子議員。

平和についてというご質問の中で、これまで広島、長崎に平和の旅で行っているが、沖縄への平和の旅も加えてはどうかといったご質問がございました。

こちらに対しまして、平和の旅は、中学生が戦争や平和について学ぶ絶好の機会であり、戦争体験に触れることができる有意義な事業であると認識している。

平和の旅における沖縄への派遣については、慰霊の日の式典が6月であることから、授業への影響など課題も多く、現時点では難しいと考えているとお答えしております。

以上、雑駁ではございますが、議会の状況報告でございました。

よろしく願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 まず、最後にあった平和事業の件で、ここに取り上げている平和の集いだけではなく、赤塚第二中学校などでは、修学旅行で広島に行っていて、そこで事前学習をしたり、現地で被爆体験者のお話を伺ったり、平和宣言文をつくって行って読み上げたりするなど、すばらしい修学旅行を行っているの、機会がありましたら、ぜひ、紹介していただくと良いと思いました。

また、平和の旅に行った生徒が、各学校で、自分たちが体験したこと、考えた

ことを文化祭などで広く在校生や保護者にアピールしていますので、そうした部分もつけ加えていただければ良いと思いました。

また、特別支援教育について色々ご質問があったのですが、先日、蓮根第二小学校で特別支援教育に関する研究発表がありました。

大変すばらしい発表で、私自身も特別支援教育についての意識が変わりましたし、こうしたものを、ぜひ、各学校に広めていただきたいなと思いました。

その中で、特別支援教室についても研究の1つのテーマとしてあるのですが、特別支援教室は、今、施設の面が重点的に色々議論されておりますが、そこで行われている内容を、子どもたちが自分の在籍している学級に帰ったときに、特別支援教室で学んだことをどのようにつなげていくかということが研究されていて、これから中学校でも特別支援教室が始まりますので、ぜひ、この蓮根第二小学校が研究した内容を各学校に広めていただいて、支援が必要な子どもたちに対する理解を深めていただきたいなと思いました。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

松 澤 委 員 先ほど、いたばし魅力ある学校づくりプランのところでありましたが、人数が増えている地域と減っている地域というものが、最近になって、だいぶ差が出てきているかなと感じておりまして、プランをつくったときから日にちもたっていますし、時代の背景も変わっていますので、全体を変えるのは無理かとは思いますが、3年単位くらいで、もう少しスパンを短くしながら、少しずつ変更することはできるものなのでしょうか。

学校配置調整担当課長 プランの変更ということでよろしいでしょうか。

松 澤 委 員 プランどおりに進んでいくとして、プランで決めた時期の単位が広いので、その途中で変えていくということは、実質的に可能なのでしょうか。

学校配置調整担当課長 そうした意味ですと、いたばし魅力ある学校づくりプラン自体は、前期、後期と長期間にわたっておりまして、その途中で検証を行うということになっておりますので、そのときに委員がおっしゃるような見直しということも図っていきたいと思っております。

松 澤 委 員 それは概ね、見直しとしましては何年くらいのスパンになるのでしょうか。

学校配置調整担当課長 3年から5年かと思います。

松 澤 委 員 3年単位くらいですと、小回りが利くのではないかと感じておりまして、それに合わせて、3年から5年の間のスパンでもよろしいかとは思いますが、そうしたスパンで、予算もかなりかかりますので、そのほかの色々な施設と一緒に改築

を行ったり、地域の施設の改修などと合わせていただくと、予算も削れますし、地域の方の声も聞きやすいのではないかなと感じますので、その辺りも含めて、学校づくりという点だけで考えていくと、そのスパンで進んでいかれても良いかと思うのですが、学校以外のことも考えながら、色々なところと一緒にやっていく方が、予算も少なく済みますし、学校によっては時期が前後されるかと思いますが、その辺りの見直しについてもご検討いただくと良いのではないかと感じました。

よろしく申し上げます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、指導室長に伺いたいのですが、今、本当にいわゆる「〇〇教育」というものがかなり色々出てきています。

板橋区は、以前から環境教育とキャリア教育というものに焦点を当てて、力を入れてどの学校でも行っていくというところだと思うのですが、議員の方々の中には、やはり思いがあって、〇〇教育ということが盛んに出てきているわけです。その辺りの板橋区としてのスタンスはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

指 導 室 長 今回、新学習指導要領において、小学校でもプログラミング教育というものがまた新たに出ています。

今回の一般質問でも、それに向けて、板橋区としても先んじて何かを取り組んでどうかというようなご意見もいただいているところですが、さらには、がん教育、NIEというようなものもあります。

本区の考えとしては、まず、重点的に行うもの、必ず行うものとして、環境教育とキャリア教育、これについては必ず各学校の重点の中に入れるということで、教育課程の中にもそれを重点として含めるようにしています。

さらに、新学習指導要領であったり、時代の要請によっても、〇〇教育というものについては、各学校の特色ある教育活動の中でどのように取り扱っていくか考えていくということにしています。

もちろん最低基準としては、学習指導要領にのっとって取り組むことですので、多くの〇〇教育と呼ばれるものについては、それで網羅ができていくところではあります。

ただし、そこを全校で何か講座を行うというようなことになると、現在行っていることを削って、そのかわりに埋め込まなければ、時数的にはかなり厳しいところですので、例えば、学校によっては、認知症サポーターに力を入れようという場合、地域の高齢者であったり、それから施設の活用をしてというようなお話があれば、その学校は特色ある教育活動としてそのようなものを取り入れても良いという考えでおります。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(はい)

○報告事項

3. 人事情報（都費職員・平成29年11月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成29年11月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「人事情報」につきまして、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、都費職員について、ご報告いたします。

「指-1」の資料をご覧ください。

11月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,840人です。前月と比較して、1名の減となっております。

増えた要員はありません。減った要員として、10月31日付で普通退職した教員がおりますので、1名減となっております。

休職者等は、全体として129名で、前月と比較して、8名の増加となっております。

内訳といたしましては、増えた要員が9名、減った要員が1名ということで、8名増です。

増えた要員9名の内訳ですけれども、育児休業に入った者が6名、休職に入った者が3名。減った要員は、育児休業が明けた者が1名となっております。

次に、2番の期限付任用教員についてです。

11月末の期限付任用教員の数は53人で、10月末時点からの増減はありません。

説明は以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員について、教育総務課から説明いたします。

最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員です。

11月30日現在の職員数は171人で、前月末と変更はございません。

続いて、非常勤職員でございます。当月803人で、前月の800人から3名の増員となっております。

内容といたしましては、資料の中段の学習指導講師です。1名増の174人になります。さらに、その下の段の特別支援教育巡回指導講師です。18名から20名となり、2名の増員になります。あわせて3名の増員になってございます。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果と分析について

(指-2・指導室)

教 育 長 それでは、報告4「平成29年度全国学力・学習状況調査の結果と分析」につきまして、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、「指-2」の資料をご覧ください。

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果と分析についてのご説明をいたします。

この概要につきましては、既にご報告をしたところでございます。

資料の5ページ目をご覧ください。

このページから次のページにかけて、既に概要版でご報告をしたところでございますが、平均正答率というところでは、平均正答数の分布について、山の形としては、国と同じような形になっているというところでございます。

国語A、B、算数・数学A、Bとありますが、平成27年度からの3年間を見ると、上昇傾向にはあるものの、一部、昨年度よりも平均正答率としては下がったものもあるというところでございます。

この報告書につきまして、各設問の状況などについて、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料の15ページ目をご覧ください。

今回、この結果と分析というところでは、全国の平均正答率と比較して、本区の平均正答率が最も上回っているものと下回っているものということで、設問を選んで分析をしたところでございます。

資料の15ページ目、これは全国と比較しまして、平均正答率が最も下回っているものということです。

これは漢字を書くという問題です。

全国の平均正答率が62.8%に対して、本区は53.5%と、平均正答率が低いという状況であります。

「組織の規模を大きくする」という漢字が書けていないということです。

この部分については、フィードバック学習なども活用しているところですが、さらにその子の特性に応じた指導というものも、今後必要になってくると考えられます。

このページでは、2番の「延期」や、「営む」という漢字も書く設問がありますが、この2問についても、同様に、国よりも平均正答率が本区の方が若干下回っている傾向があります。

次に、資料の20ページ目をご覧ください。

これは算数のB問題です。

全国と比較して、平均正答率は2.8%上回っている問題であります。全国平均で24.9%、本区で27.7%という平均正答率のため、難しかった問題であると考えられます。

算数の活用というところですが、この下の問題のところを見ていただければと思います。

この問題は、左下、あやかさんの説明や、右上、そうたさんの説明から、自分の言葉できまりを説明するというものになります。

このうち、そうたさんの説明の方をご覧くださいと思います。

2つの数量関係のきまりを見つけていくというものになります。

カードの差が1の場合、2けたのひき算の答えは9、カードの差が2の場合、2けたのひき算の答えは18ということで、カードの差が1増えると、2けたのひき算の答えが9個増えているということが、まず、ここで見えてきます。

さらに、カードの差が3の場合の説明があります。

そして、このそうたさんの言葉では、「カードの差が分かれば、2けたのひき算の答えはかけ算で簡単に求めることができます」となっています。

この「カードの差」と「2けたのひき算の答え」のこの2つの言葉を使って、このきまりを言葉と数を使って書きましようというものが設問になっています。

正答とされるのは、「カードの差に9をかけると、2けたのひき算の答えになります」という説明になります。

ここが、全国と比べて平均正答率はやや高いという結果は出たものの、全国的にも非常に正答率が低いというところで、授業の中で、やはりこのような説明をきちんとさせる、算数・数学的に誤りのない正確な表現で、言葉と数字を使って説明をさせるというような授業が今後も求められるということが分かる設問です。

次に、資料の26ページ目をご覧ください。

このページからは、無回答率が高い問題について、グラフであらわしています。

これは回答を書けなかった、無回答であったということですが、このグラフの山を見てみますと、全国や東京都と同じように、難しいと考えられる問題については山が高いというところですが、まず、資料の26ページ目からの小学校の部分では、全体的な傾向を見ますと、次の27ページ目、国語Bに見られるように、全国よりも無回答率がさらに高い傾向があります。

資料の28ページ目からが中学校の国語A、次の29ページ目が国語Bというところですが、こちらもグラフの高いところについては、国や東京都と同じ設問がやはり難しいというところですが、小学校と比べますと、中学校の方が、無回答率が全国と比べるとやや低く出ているものもあるという傾向があります。

そして、資料の31ページ目からが算数になります。

これも、このグラフの形は国語と同様の傾向が出ています。

小学校においては、全国よりも無回答率がやや高い傾向があります。

そして、資料の33ページ目からが中学校の数学A、次の34ページ目がBということになっています。

これを見てみますと、中学校の方は、国語と同様に、全国は無回答率よりもや

や低い傾向が全体的には見られるということです。

ただし、本区としても、また各学校においても、この無回答率というものについては、なぜ書けなかったのか、そもそも文章を読めていたのかということも含めて、分析がさらに必要になってくると考えております。

次に、資料の37ページ目からが、児童・生徒の質問紙の調査結果をまとめたものになります。

特にこの37ページ目にある、テレビやテレビゲーム等への関心という2つの項目について、全国と同じような傾向がありますが、長時間これに費やしている時間を何とか家庭学習に、少しでも振りかえられないかということについては、家庭への啓発が必要だと考えております。

さらに、次のページ、38ページ目です。

こちらは概要版にも載せたところですが、特にスマートフォン等の使用というところが全国平均と比べて、本区の方がかなり長時間となっているという状況が出ています。

こちらについても、引き続き、家庭への啓発が必要と考えております。

同じ設問が中学校の方では、資料の42ページ目から出ています。

最初に、テレビやテレビゲーム等への関心という項目があります。

こちらも全国よりもやや高い傾向が出ています。

そして、次の43ページ目、こちらがスマートフォン等についての設問ですが、これは全国と比べても、東京都と比べても、かなり使用時間が長い傾向があります。

特に、この4時間以上や、3時間以上使用しているという生徒たちは生活習慣の改善が必要であると考えております。こちらについても、家庭への啓発ということで、今後も一層進めていきたいと思っております。

次に、資料の47ページ目をご覧ください。

このページからは、児童・生徒の質問紙と各教科の正答率との関係性を見たところでは、

この47ページ目を見てみますと、やはり生活習慣と正答率、学力には相関関係があるというところが見えてきます。

そして、次に49ページ目ですが、「授業中のめあての提示、振り返り、ノート指導」という項目で、めあての掲示や振り返りをしっかり行っている、そしてノートにそれを書いているという児童については、やはり平均正答率も高い傾向があるという相関関係がここで見えてきます。

同じ項目が、中学校では資料の51ページ目から出てきます。

この51ページ目では、やはり生活習慣と学力の間には相関関係があるというところが見えてきます。

そして、資料の53ページ目。こちらが「授業中のめあての提示、振り返り、ノート指導」という項目です。

「授業の最後に、学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」という設問については、必ずしも平均正答率が高いとは言えないというところが見

え、振り返りについては、重要ではありますが、平均正答率との相関関係が明らかではないという結果が出ておりますので、これは授業の中の振り返りが本当に効果的に行われていたのかというところで、さらなる授業の改善・分析が求められると考えています。

次に、資料の57ページ目をご覧ください。

こちらからは学校質問紙ということで、学校が答えたものになります。

特に、57ページ目の2番目の項目として、「指導方法・ICT活用・教職員の取組」という項目があります。

こちらの2番目、第6学年の児童に対して、前年度までに、コンピュータ等の情報通信技術、つまりICTを活用して、子ども同士が教え合い、学び合う学習などを行っていたかという項目に対して、「よく行った」が、本区で28.3%、全国で18.9%ですので、ここは本区のICT活用が大分進んでいると考えております。

ただし、この「あまり行っていない」が、まだ本区で15.1%答えているというところで、ここについては、「よく行った」を100%に持っていきたい、できるだけ近づけていきたいと考えております。

そして、中学校の調査結果は、資料の58ページ目から書かれてありますが、同じ項目は59ページ目になります。

こちらのページの、同じくICTの活用というところですが、「よく行った」が本区で34.8%、全国で14.2%です。「どちらかといえば、行った」が本区で56.5%、全国で49.6%ということですので、本区では90%以上の学校が、導入されたICTをよく活用していると答えております。

そして、最後に、まとめのページというところで、資料の70ページ目からですが、このページについては、全ての教員宛てに書いたものになります。

こちらについては、各教員もよく読んで、自分の学校、そして自分の授業に反映させてほしいと思っています。

そして、資料の74ページ目です。

こちらで、「平成28年度と比較して、平均正答率が向上した学校の取組例」ということで、例えば小学校では、習熟度別学習を充実させた。また、東京ベシックドリルを活用したというようなことがあります。

中学校では「基礎学力検定」というものを行った。また、小学校と連携して、本区の振り返り調査の結果を共有して対応したというようなこともあります。

また、過去の問題を授業や、放課後学習でも活用したというようなことも取り上げられております。

共通したところとしては、自校の児童・生徒の状況、実態について分析したものを全ての教職員で共有して、学習指導講師、または、ボランティアなども活用しながら、全校体制で指導したということがあります。

また、A問題に対する取組としては、朝や放課後に個別に対応している。B問題については、授業の中で、過去の問題を活用して指導しているという共通点があります。

この報告書については、電子ファイルの形で各教員が見られるようにということで、配布し、活用を促す予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

先日、高校基礎テスト、大学の入試の模擬的なことを行ったところも関連して、青木委員、B問題との関係などのご意見をいただければと思います。

青 木 委 員 いよいよ、我々もプレテストを来年から行わなければいけないというところで。国語と数学は、やはり記述式になるというトライアルがもう来年度から始まります。

今のお話を聞いていて、最後のまとめのところにある内容が気になりました。

I C Tをよく使っているが、結果に出てこないというところを、あくまで単純に捉えると、今、努力の過程にあることは間違いない。皆さんは一生懸命頑張っていたでいる。

ただし、このまとめにある、全ての学習の基盤となる力である、言語能力と情報活用能力と問題発見・解決能力の連携がとれていないような気がしてきます。

これは別にここだけの問題ではなくて、大学生でもここができていないなということを最近とても感じていて、つながりを意識するということを授業の中に取り入れるように一生懸命取り組んでいます。

これは個人的な感覚ですが、ほかの授業のここと関係するよねというような例を挙げながら説明をしていくことがとても大事になっているような気がしています。

そこを、例えばI C Tの中で学んだことをうまく生かしていこうとか、そういう授業、ストーリー立てとといいますか、展開がいよいよ必要になってきているのかなと思います。

そして、ゲームをする時間が増え、要するにゲームにはまっている子が多いということは、ゲーム感覚はみんな好きであるということなので、授業の中にこうしたゲーム感覚をどれだけ取り入れられるかどうかということが大事だなとも感じています。これは、恥ずかしながら大学生でも同じことです。

そういうストーリー立てに授業のシナリオ、インストラクショナルデザインをきれいにすると、割とおもしろがってはまってくれる子は多くなるという感覚があって、これは大学生にしてもそうなので、小中学生であれば、まさにそういうところが、興味や関心をうまく持っていく1つの戦略かなと思いますので、授業を全部ゲーム感覚にしろとは言いませんが、はまれることは分かっているので、そういう方向へうまく持っていかせるような、教え方のところが非常に大事なのかなと、報告を聞いておりました。

教 育 長 ありがとうございます。

松澤委員 少し調べていただきたいところなのですが、テレビとスマホを長時間利用しているということがいつも出てくるのですが、何年間かの利用率などで、実際に減っているのかというところは調べていただいて、これだけスピーチしていても、全く減っていなければ、余りその認識がないといえますか、そこは関係がないのかなということにもなります。

成績が上がっていて、かつ、スマホを利用する時間や、テレビを見ている時間が長いということであれば、特にそれは余り関係していないということになります。もちろん、成績が上がってきていけばですが。しかし、成績が上ってきていなくて、かつ、スマホの利用時間・テレビの視聴時間等が減っていないようでしたら、そこは原因として真剣に考えていかなければいけないのではないかなと感じました。

また、青木委員がおっしゃったように、記述というところでは、思考力などがとても大事になってくるかと思しますので、そうしたことに対するアプローチの授業なり、施策なりといえますか、何か、手を打っていくものに関して、毎年、結果が出たか出ないかで、色々なものを試していただくと良いと思います。

結果が出たものに対しては継続、出なかったものに対しては廃止していくようにしないと、色々なものが増えていくばかりで、何が理由で成果が上がっているのかが分かりづらいかと思いますので、そうしたことを、例えば、学校単位で、成果が上がっている学校の取組方法を聞いて、それを広めていただくとか、余り成果が上がっていない学校がこういう取組を行っていたということであれば、それは余り行わない方が良いのではないかということも、たくさん学校がある中で、様々な事例があるかと思しますので、そうしたことを集約していくともっと効率良く、短い期間で成果が出るのではないかなと、お話を聞いていて、色々なことを行っているのでも、成果は出やすいのではないかなと思います。その辺りは分析して、大変だとは思いますが、取り組んでいただければと思います。

高野委員 学力について、全体的に上昇傾向にあるということで、板橋区授業スタンダードが、各学校で、年々徹底されてきている成果がすこしずつ出てきているのかなと思いました。

指導室長の報告の中で、授業の振り返りについて、まだ、実際に成果につながっていないというお話もありましたが、小学校の授業を見ていると、2年生や、1年生などでも、振り返りをしましょうとあって、すぐに書くというところは本当にすごいと感心し、書く練習にはとてもなっているのだろうとは思っています。

ただし、おっしゃっていたように、内容的に、もう1つきっちりとした振り返りができていないのかなとは思いますが、続けていくことで、内容的にも充実してくるのではないかなとも思います。

また、家庭学習の面ですとか、生活習慣の面で、家庭での協力というところはどうしても外せないところだなというのはあらためて強く感じました。

学校の取組の中で、家庭学習の手引きというものをつくっていただいたのですが、まだそれが効果的に活用されていない部分もあるようなので、さらに家庭へ

の協力を呼びかけて、生活習慣ですとか、家庭学習、読書活動などが充実していくように働きかけていくことが大切かなと思いました。

上野委員　まず、この報告書ですが、4月18日に全国学力・学習状況調査があって、ここまでまとめ上げられているという状態は、非常にすばらしい、評価できるものではないかなと思います。あとは、これをどう活用するのかだと思います。

指導室長がさっき言われたように、周知に努めていただいていますし、まとめのところでは全教員向けの内容がありますし、これができている、できていないという問題の傾向分析・対策も随分とできているのではないかなと思うのですが、先ほどの松澤委員のお話と少し異なるかもしれないのですが、私はやはり家庭への伝達ではなくて、子どもたちへの伝達が重要なのではないかなとも思います。

正直に申し上げまして、今、家庭が子どもの教育にどこまで携わっているかというところが、我々の年代と事情がまた少し変わってきていると思うし、子どもへの関心というところが少し薄いようにも感じられます。

また、先ほどのゲームやスマホというものは、我々の年代にはなかったものですが、今、周りの大人もはまっているような状況なので、私は、まずは子どもたちに、親に言うことももちろん重要だとは思いますが、この報告書のデータを子どもにどのように発信していくかが重要だと思います。ゲームやスマホの利用時間が、特に4時間以上などという結果があることについては、その内容を子どもに伝えるべきではないかと思います。

成績のことは成績のことでまた対応していくとして、青木委員が言われたように、教員としてゲーム感覚の授業にしていくということも手段の1つだと思いますが、実際そこに携わっている時間というのは、やはり全体より長いと思います。

それがイコール、調査しなければ分かりませんが、間違いなく学力の向上につながっているかどうかというところに結びつくのではないかなと思うので、間接的な、家庭向けよりは、効果的な方法で、子どもの目につく廊下への掲示などでも良いのですが、ほかから比べると板橋区はこれだけ活用していると、これは現実、自分たちのデータとして、これが周りと比べてどうだというものを考えさせるということも必要ではないかなと思います。

教 育 長　ありがとうございます。

実は、こういうことを言っている方がいます。KKD。横浜の公立中学校に民間人の校長として来られた、平川先生という、板橋アカデミーでも呼んだ方ですが、学校現場はKKDである。KKDというのは「感」と「経験」と「惰性」だと。ですから、私はやはりエビデンスを組み込んで学校改革をしていくのだという言い方をしています。

せっかく良いものをつくっているのに、これをただペーパーとして学校で使いなさいといってもなかなか使えないというところで、実はターゲットは子どもだなと私も思っています。

道徳や、特別活動などを活用して、子どもの生活態度と学力の関係性について

は、しっかりと45分間や、50分間、学ぶべきだなと思っています。

さらには、例えば3学期の保護者会で、紙を渡すだけではなくて、その場できちりと親に伝える。

もちろん教員がこの部分を研究会、あるいは職員会議等で議論する、校長がただ一方的に話すのではなくて、議論する場というようなものを設ける方向性をしないと本当に宝の持ち腐れになってしまう。

素晴らしいものができ上がっているのに、これをどう活用して周知させるかというところは、ある程度、教育委員会が少し、このようにやりなさいということ为主导していかないと、厳しいのかなと思っています。

私も、子どもたちがこういう事実を知ることによって、家に帰って話したり、自分自身の生活態度を変える子どもも出てくるのではないかと思います。親を、大人を変えようということはなかなか難しいので、子どもたち自身にこうしたエビデンスをしっかりと認識させていくという方向が必要なのかなと思っています。

それから、その中でも、スマホの使い方、これは青木委員が前からおっしゃっているのですが、スマホは単純にだめだなどと言っても話にならない。でも、こういう便利な使い方があるのだという指導をきちんと行っていかないと、メールや、インターネットの情報だけではなくて、こういう使い方があるのだということを、これも子どもをターゲットに指導していく必要があるのかなと思いました。

それから、2つ目に、先ほど高野委員がおっしゃっていた、ある学校は、実は平成27年度は全国学力・学習状況調査の結果は全国平均よりも下でした。

それが、この時期から、いわゆる授業スタンダードを徹底して、特別支援教育の一環として進めていったのですが、その結果、去年は全国平均を超えたのです。今年も東京都平均も超えているのです。こんな短期間で結果が出るというのは、「この学校だから」という言い方をしてほしくないところです。

先日、私もこの学校に行ったときに、どの教室でも徹底しているのです。

そうすると、担任が変わろうが、子どもは学び方をしっかりと分かって卒業していくというところでの強みを発揮しているのかなということを非常に強く感じました。

私は、共汗・継続・徹底と言っているのですが、まさにそれを体現することによって成果をあらわしている学校、こうした学校の取組はやはりきちんと広めていきたい。校長先生の中で、まだこの学校の授業を見ていない先生は必ず見るように勧めた方が良いのではないかなと思いました。

それから、3つ目です。先ほどの、振り返りについてですが、報告にも出ていたように、「はい、今日の授業を振り返りなさい」ではなくて、「この言葉とこの言葉を使って、あなたたち、今日の授業を振り返りなさい」というような具体的な手立てをしないと、やはり「おもしろかった」などということに終わってしまう。子どもたちには、具体的な手立てや仕掛けを少し工夫していく必要があるのかなと思いました。

そして、最後ですが、これはOECDのトップの人が言っているのですが、日本のPISAの結果が上ってきている、その一番大きな要因は総合的な学習の時

間の存在だと言っています。

ここで、もう一度、板橋区として、総合的な学習の、先ほど出た環境教育、キャリア教育も含めた、この辺りに対する認識を高めていくということも、全体的な学力ということではなくて、これからの社会で活躍する子どもたちの育成というところでは大事なのかなと思いました。

あらためまして、本当に素晴らしいものができ上がっているのです、ぜひ、周知徹底をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○報告事項

5. 教育科学館有料貸出施設の貸出基準の一部改正について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 続きまして、報告5「教育科学館有料貸出施設の貸出基準の一部改正について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、教育科学館有料貸出施設の貸出基準の一部改正について、ご説明させていただきます。

資料は「生－1」をご覧ください。

2番に、改正理由がございます。

これまで教育科学館の研修室と教材制作室についてはプラネタリウムへの音の影響、また、水道がある、ないなどによって、ダンスや舞踊、映画、また、書道、華道、茶道などといった利用目的の場合は貸し出しておりませんでした。

今回、これらの課題について調整ができましたので、利用者の方々の利便性向上のために、貸出基準の一部改正を行うものでございます。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

右側の「旧」の部分でございます。

4番、施設の利用目的でございます。

中ほどのところに、「ダンス、舞踊、スポーツ」から始まりまして、「演劇、音楽」まで、利用制限がかかっておりました。

これを、左側の「新」の部分です、下線の部分ですが、「館の設置目的を妨げるものでない場合は貸出することができる」と改正いたしました。

次の3ページ目、4ページ目につきましては、改正後の貸出基準がございます。

資料の5ページ目をご覧くださいと思います。

別紙3、「参考資料」です。

こちらは、それぞれの課題解決・対応方法についてまとめたものでございます。

先ほどの音の問題につきましては、教材作成室はさほど音が響かないということで、こちらの方をご案内するということです。また、料理、園芸、書道、華道などについては、水道がないという課題があったのですが、併設している常盤台地域センターの給湯室を利用させていただくことで対応していきたいと思っております。

今後も、利用者の利便性向上に向けて改善に努めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 31分 閉会